

岡山県強度行動障害集中的支援実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県(※1)が、国通知(※2)に基づき、強度行動障害のある児者に対する集中的支援(以下「集中的支援」という。)を実施するに当たり、その事務手続等について必要な事項を定めるものである。

(※1) 県が集中的支援を実施する対象は次のとおりである。

- ・岡山市以外の市町村が支給決定した障害児者
- ・県が支給決定した障害児(入所)

*岡山市が支給決定した障害児者については、同市が集中的支援を実施する。

(※2) 令和6年3月19日付け、こ支障第75号・障障発0319第1号「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知(以下同じ。)

(支援対象)

第2条 集中的支援の対象は、強度行動障害のある児者(※)であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者とする。

(※) 障害児にあつては強度行動障害判定表20点以上である児、障害者にあつては行動関連10点以上である者

当該評点については、申請時において、対象児者について支給決定自治体(県においては所轄の児童相談所。以下、同じ。)が実施した直近の調査(障害支援区分の認定調査等)の結果に基づくものとする。

ただし、申請時において、調査が実施されていない場合又は、直近の調査の結果では対象外となるものの、その後、状態が変化していると認められる場合は、改めて、支給決定自治体が、調査した結果に基づくものとする。

なお、当該調査は、障害児については「強度行動障害判定表」(平成24年厚生労働省告示第270号・第14号)、障害者については「障害支援区分認定調査の行動関連12項目」(平成18年厚生労働省告示第556号・第1号の2)によるものとする。

(支援内容)

第3条 集中的支援は、広域的支援人材(※1)による対象の障害福祉サービス等(※2)の事業所等(以下「事業所等」という。)に対するコンサルテーション等を通じて、前条の児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、それぞれの障害特性に応じた支援や環境調整等を事業所等と共に行い、当該児者の状態の軽減を図るため、次のいずれかの類型により実施するものとする。

(1) 事業所訪問型

広域的支援人材が、事業所等を訪問して、集中的支援を実施するもの

(2) 居住支援活用型

居住支援活用型集中的支援実施施設(※3)において、前条の児者を受入れた上で、広域的支援人材が当該施設等(※4)を訪問して、集中的支援を実施するもの(※5)

- (※1) 県が、国通知に基づき、認定し、登録した者
- (※2) 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- (※3) 県が、国通知に基づき、当該支援を提供できる体制を備えているものとして認定し、登録した指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設
- (※4) (2)の集中的支援には、広域的支援人材が、居住支援活用型集中的支援実施施設を訪問する場合のほか、当該支援終了後に支援対象である児者が利用する事業所等をあらかじめ訪問して、集中的支援を実施する場合を含む。
- (※5) (2)の集中的支援の実施により、集中的支援(Ⅱ)を算定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)も算定できる。

(支援期間)

第4条 集中的支援の期間は、最初の支援実施日が属する月から起算して3月以内(※)とする。

(※) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 (令和6年4月5日) 問16

(申請)

第5条 集中的支援を希望する事業所等は、支援対象である児者に支給決定を行った県(所轄の児童相談所)又は市町村(以下「支給決定自治体」という。)に、「集中的支援の実施申請書」(様式1)を提出するものとする。ただし、在宅の支援対象である児者について、前条(2)の集中的支援を希望する場合は、当該児者の家族等も申請できるものとする。(※1～3)

2 前項の申請に当たっては、支援対象である児者が計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合においては、サービス担当者会議で検討するなど、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図っていなければならないものとする。

3 第1項の申請に当たり、居住支援活用型の支援を申請する場合においては、事業所等が集中的支援実施後の対象児者の居住の場を確保していなければならないものとする。(※4)

(※1) 申請書には、次の書類を添付するものとする。

- ・支援対象児者の受給者証の写し
- ・集中的支援に係る同意書(様式2)

(※2) 在宅で事業所等を利用せずに生活している支援対象である児者を、当該居住地を所管する自治体が把握した場合は、基幹相談支援センター・児童発達支援センター等と連携・協力の上、対応するものとする。

(※3) 必要な場合は、再度、集中的支援を実施することができるが、その場合も、申請のほか同様の手続を踏むものとする。

(※4) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 (令和6年4月5日) 問13

居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新

たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、支給決定自治体が必要な支給決定の手続きを進めることとなるが、集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）においては、利用者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としているため、必要な支給決定を残しておく等、円滑なサービス利用を図ること。

また、例えば、共同生活援助を利用する利用者に施設入所支援を活用した居住支援活用型の集中的支援を実施する場合に、集中的支援実施期間中に、利用者の意に反して共同生活援助の利用契約を解除することはあってはならない。

（説明・同意）

第6条 前条第1項の申請に当たり、事業所等は、支援対象である児者及びその家族に対して、当該支援を申請すること及びその支援の内容のほか、当該児者に係る個人情報や、支援に必要な範囲で支援の関係者において共有することについて説明し、「集中的支援に係る同意書」（様式2）により同意を得ておくものとする。

（支給決定自治体の処理）

第7条 支給決定自治体は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請が要件（※）に適合していることを確認するとともに、当該児者への集中的支援の必要性について、当該事業所等と検討を行うものとする。

2 支給決定自治体は、前項の確認及び検討に基づき、「集中的支援の実施申請に係る意見書」（様式3）を作成の上、申請書（様式1）と合わせて、県の申請窓口であるおかやま発達障害者支援センター（以下「センター」という。）に提出するものとする。

（※）要件

- ①障害児にあっては強度行動障害判定表 20 点以上であること、障害者にあっては行動関連 10 点以上であること
→ 第2条の（※）を参照の上、記載すること
- ②計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合には、サービス担当者会議で検討するなど、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図っていること
→ 担当相談支援専門員にも確認の上、意見書に記載すること
- ③居住支援活用型の支援を申請する場合においては、事業所等が集中的支援実施後の対象児者の居住の場を確保していること
→ 支援実施後の対象児者の居住の場となる施設等の責任者にも確認の上、意見書に記載すること

*支給決定自治体は、②・③の要件に適合していないと判断した場合は、要件が満たされるよう助言指導等するものとする。また、居住支援活用型に係る③の要件を満たすことができない場合においては、事業所訪問型の支援の必要性等について、事業所等と検討するものとする。

（県の処理）

第8条 センターは、前条第2項の申請書及び意見書の提出があったときは、申請ケースについて所要の調査・確認等を行い、岡山県強度行動障害支援推進チーム（以下「支援推進チーム」という）（※1）において協議・検討した上で、その結果に基づいて申請に係る対応を行うものとする。

2 前項の対応において、センターは、集中的支援の実施が適当である場合は、県が登録した広域的支援人材及び居住支援活用型集中的支援実施施設と調整の上、当該申請ケース

に対応する人材及び施設を選定し、支援の実施を「集中的支援の実施要請書」（様式4）により依頼するとともに、申請者及び支給決定自治体に対して、「集中的支援の実施申請に係る通知書」（様式5）により通知するものとする。

- 3 センターは、集中的支援の実施が適当でない場合は、申請者及び支給決定自治体に対して、その旨を通知書（様式5）により通知するものとする。（※2）

（※1）岡山県自立支援協議会専門部会設置要領第7条第1項の規定に基づき設置された強度行動障害支援部会の作業部会を「支援推進チーム」とする。

支援推進チームは、集中的支援の実施に係る検討等において、地域の幅広い支援機関等による協働の推進の観点から、広く公平で効果的な運用が図られるよう留意するものとする。

（※2）その場合、併せて、必要な助言等を行うとともに、発達障害者支援センターによるコンサルテーションなど、集中的支援以外の支援が適当と認められる場合は、当該支援に係る勧奨等を行う。

（集中的支援実施計画の策定）

第9条 前条第2項の依頼を受けた広域的支援人材は、集中的支援の申請者（※1）に連絡の上、事業所等へ訪問等を行い、当該児者及び生活環境のアセスメントを実施する。

- 2 広域的支援人材は、当該アセスメントに基づいて、対象児者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方の計画である「集中的支援実施計画」（参考様式6）を、事業所等と共同して作成する。

（※2・3）

- 3 広域的支援人材は、集中的支援実施計画を支給決定自治体に提出するとともに、その複写をセンターに提出する。
- 4 広域的支援人材は、事業者等と共同して集中的支援実施計画を概ね月に1回以上の頻度で見直しするものとする。

（※1）集中的支援の申請書（様式1）の所定欄に記載された申請者

（※2）居住支援活用型の集中的支援を実施する場合は、広域的支援人材は、居住支援活用型集中的支援実施施設とも連携・共同して、「集中的支援実施計画」を作成する。

（※3）当該児者等のアセスメントの結果から、当初の申請内容とは異なり、居住支援活用型の集中的支援を実施する必要があると判断された場合は、広域的支援人材は、センター及び支給決定自治体と連携し、申請者である事業所等並びに支援対象である児者及びその家族に説明し、同意を得た上で、登録された施設と調整して、居住支援活用型の集中的支援の実施も組み込んだ集中的支援実施計画（案）を作成する。

（※4）居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、広域的支援人材は、センター及び支給決定自治体と連絡調整を行い、支給決定の手続きを進める。

（集中的支援の実施）

第10条 広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する事業所等に対して、対象児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を行う。

- 2 事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。

（※）集中的支援加算（I）（事業所訪問型）の算定は、事業所等が、対象児者に支援を行

う日において、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して、当該児者に対する支援に関する助言・援助等を受けた日に行うものとする。なお、第9条第1項で規定するアセスメントに際しての訪問等についても算定できるものとする。

(※) 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)の算定は、施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行うこと、集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行うこと等を要件とする。

(費用負担)

第11条 集中的支援加算(Ⅰ)を算定する事業所等は、広域的支援人材に対して、当該加算を踏まえた適切な額の費用を支払うものとする。

(集中的支援の終了)

第12条 広域的支援人材は、集中的支援の終了後、事業者等と共同して、「集中的支援実施報告書」(参考様式7)を作成し、支給決定自治体に提出するとともに、複写をセンターに提出する。

2 広域的支援人材は、当該報告書を活用し、当該児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

(加算の算定要件等)

第13条 集中的支援加算の算定要件等については、厚生労働省の関係告示及び通知(※)による。

(※) 関係告示及び通知

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 「障害児入所施設等における集中的支援加算費について」(令和6年10月2日こ支障第221号)に基づき実施する措置入所児童に係る集中的支援についても、本要領に準じて取り扱うものとする。